

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案に対する修正案要綱

通商産業大臣は、最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重してしなければならないものとする。

(第四条第五項関係)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案に対する修正案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第五項中「、あらかじめ」を削り、「聴かなければ」を「聴き、これを十分に尊重してしななければ」に改める。